

(13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年5月17日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 米子市 個人

乙 米子市 個人

丙 米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金164,873円を甲に、225,029円を乙に、131,684円を丙に、それぞれ支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年1月23日から同月25日までの間（事故発生の始期は不明）

(2) 事故発生場所

米子市永江280番地4

県営住宅永江団地内

(3) 事故の状況

県営住宅永江団地の屋根から落下した雪が、当該県営住宅駐車場内に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車3台に接触し、同車両が破損したものである。